石狩川(下流)水系流域治水協議会 第1回 空知川地域部会 資料-1

「流域治水」の施策ついて

令和3年1月29日

「流域治水」の施策について

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフトー体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

集水域

河川区域

雨水貯留機能の拡大

[県・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留

[国•県•市•利水者]

治水ダムの建設・再生、 利水ダム等において貯留水を 事前に放流し洪水調節に活用

[国•県•市]

土地利用と一体となった遊水 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持•向上

[国•県•市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国•県]

「粘り強い堤防」を目指した 堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/

住まい方の工夫

[県・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、 不動産取引時の水害リスク情報提供、 金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市] 二線堤の整備、

一線堤の発備、 自然堤防の保全

氾濫域

集水域 利水ダム ため池等の の活用 治水ダムの 水田貯留 治水利用 建設・再牛 貯留施設 の整備 バックウォーター対策 排水機場の整備 リスクが低い 地域への移転 校庭貯留 遊水地整備 河道掘削 リスクの高い地域 堤防整備 : 強化 河川区域

③被害の軽減、早期復旧・復興 のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

[国・県] 水害リスク情報の空白地帯解消、 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国•県•市]

長期予測の技術開発、 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

「企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、 BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報 提供、金融商品を通じた浸水対 策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの 体制強化

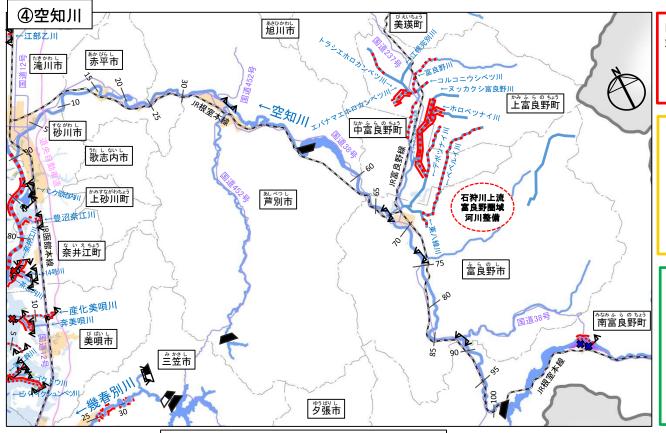
氾濫水を早く排除する

[国•県•市等]

排水門等の整備、排水強化

石狩川(下流)水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】(案)

~250万石の米どころ「石狩川流域」を洪水から守るための治水対策の推進~





月. 例 堤防決壊箇所(S56.8洪水実績※) 堤防決壊箇所(S28.8洪水実績※) 堤防整備 河道掘削 浸水範囲(H13.9洪水実績) 浸水範囲(S56.8洪水実績) 浸水範囲(S28.8洪水実績) 主要都市の市街地 ▲ 大臣管理区間 ▲▲ 2-7区間 ※国管理河川区間

■河川における対策

河道掘削、堤防整備、河床洗堀対策、 対策内容 樹木伐採、北村遊水地整備、 幾春別川総合開発事業、雨竜川ダム再生事業 放水路整備 等

■流域における対策

- 雨水貯留浸透施設の整備(校庭貯留、調整池等)
- 防災関係機関等の業務継続計画策定・促進等
- ・河川防災ステーション等のまちづくりや防災等の地域計画 と一体となった整備
- ・利水ダム等58ダムにおける事前放流等の実施、体制構築 (関係者:国、北海道、電力会社、土地改良区など)等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策

- ・水害リスクの高い区間の監視体制の整備
- ・防災無線等を活用した情報発信の強化
- 全流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の 継続実施
- 市民等を対象とした水防教育、防災意識の啓発活動の継
- ・国・北海道・市が連携した各種タイムラインの普及促進
- ・緊急排水作業の準備計画策定等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

流域における対策については、雨水貯留施設の整備、河川防災ステーション等のまちづくりや防災等の地域計画と一体となった整備、事前放 流等の実施などを、引き続き推進する。







北側外観イメージ



南側外観イメージ

新庁舎建設の基本方針

防災・災害対応の拠点として、耐震性能を確保した安心安全な災害 に強い庁舎とします。

防災拠点機能

- ・防災拠点機能としての機能が、十分発揮できる耐震性能の確保を行います。
- ・床の嵩上げ、防潮板等の設置による浸水対策を行います。
- ・72時間稼働できる非常時の各設備のバックアップの整備を行います。
- ・災害時のライフラインの確保を行います。(電力・上下水道・通信)
- ・災害対策本部の整備を行います。
- ・備蓄資機材等の確保を検討します。
- •指定緊急避難所(一時避難所)

新庁舎建設位置

・浸水対策として、1階床レベル及び敷地全体を嵩上げするなど建物の安全性の確保を図ります。

防災拠点機能を発揮できる災害に強い庁舎の実現に向けて

災害時の設備機能の確保

① 重要諸室や主要機械室の確保

- ・計画地は浸水想定地域(水深0.5m)であるため、庁舎の床を0.5m程度嵩上 げすることにより被害の軽減を図ります。
- ・備蓄資機材の確保のため2階以上に倉庫を設置します。
- ・1階と2階以上で設備系統を分け建物安全性と業務継続性を確保します。
- ・災害対策活動を進めるための重要諸室(必要部署の執務室や会議室等)主要機械室(電気室や機械室、サーバー室等)は、浸水対策のため、2階以上の上層階へ設置します。
- ・地震災害対策として、サーバー室床又はサーバーラックの免振化を行います。

②電気・水道・通信等の継続利用

・非常時に確保できるエネルギーや水の量が限られる状況に置かれても、少ない使用量で機能が継続できるよう、エネルギーや水の消費量を抑えた設備計画とします。

③電源の二重化及び浸水影響範囲の低減

- ・電力会社電源の他に、非常用発電機を設置し電源を多重化することにより、電力利用の信頼性を向上させます。
- 電源系統は、浸水想定フロアとその他フロアを分けることで浸水による 影響範囲の低減を図ります。